

議第 35 号

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

下呂市いで湯の里ふれあいセンターについて、公の施設から公用財産に変更し、庁舎として利用するため、当該条例を廃止するもの。

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例（平成16年下呂市条例第108号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

下呂市いで湯の里ふれあいセンターについて、公の施設から公用財産に変更し、庁舎として利用するため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)